

令和6年第3回定例教育委員会

令和6年3月28日(木) 午前10時01分

江別市教育庁舎 大会議室

出席者	教育長	黒川 淳 司	説明員	教育部長	伊藤 忠 信
	委員	林 大 輔		教育部次長	佐藤 学
	委員	須田 壽美江		学校教育支援室長	
	委員	麓 美 絵			堂 前 敦
	委員	新 館 忠 義		総務課長	山崎 浩 克
				総務課主幹	鎌田 和 仁
				学校教育課長	稲田 征 己
				学校教育課参事	浅木 義 博
				教育支援課長	清水 さおり
				給食センター長	三浦 洋
				対雁調理場長	佐藤 友 彦
				生涯学習課長	田中 紀 克
				スポーツ課長	堀井 修
				スポーツ課参事	稲垣 恭 典
				情報図書館長	表 誠
				郷土資料館長	兼平 一 志
			記録員	総務課総務係長	河崎 真 大
			傍聴者	なし	

1 報告事項

- (1) 令和6年第1回江別市議会定例会の一般質問について
- (2) 教育支援センター「ねくすと」の開設について
- (3) 令和5年度全国高等学校総合体育大会江別市実行委員会の解散について
- (4) 江別市陶芸の里条例施行規則の一部改正について

2 審議事項

- (1) 令和6年議案第17号
江別市少年指導センター規則の一部を改正する規則の制定について
- (2) 令和6年議案第18号
江別市旧町村農場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について
- (3) 令和6年議案第19号
江別市旧町村農場条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- (4) 令和6年議案第20号
江別市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- (5) 令和6年議案第21号
江別市情報図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- (6) 令和6年議案第22号
江別市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- (7) 令和6年議案第23号
江別市教育委員会専門職設置規程の一部を改正する規程の制定について

3 その他

- 次回教育委員会予定案件について
- 令和6年第4回定例教育委員会の日程について

会 議 録	
黒川教育長	(開会) ただいまから、令和6年第3回定例教育委員会を開会いたします。 本日の議事日程は、配付のとおりであります。 会議に先立ち、本日の会議録署名人を、須田委員にお願いいたします。 また、本日の審議事項であります、議案第22号及び議案第23号の2件の議案につきましては、関連がありますことから、一括説明、一括質疑、一括承認を諮る形で進めてよろしいでしょうか。 (異議なし) そのように確認いたします。 それでは、議事に入ります。 1の報告事項(1) 令和6年第1回江別市議会定例会の一般質問についての報告を求めます。
伊藤教育部長	伊藤教育部長お願いします。 令和6年第1回江別市議会定例会の一般質問についてご報告いたします。 資料1ページをご覧ください。 教育委員会関係分は、3月4日から6日までに、計3名の議員から一般質問がありました。 資料2ページをお開き願います。 はじめに吉本議員から「あけぼのパークゴルフ場について」、3点質問がありました。 1点目の「スポーツ施策におけるパークゴルフ場の位置づけについて」への答弁では、パークゴルフは誰もが気軽にできる三世代スポーツとして人気を集めており、特に高齢者の健康づくりにおいても、重要な役割を果たしていると考えている。 教育委員会では、第7期江別市スポーツ推進計画において、だれもがスポーツを楽しむための機会と充実を掲げており、無料体験教室など市内の体育施設を多くの市民に利用していただけるよう、様々な取組を行っていくこととしている。 健康を維持増進する観点からの広報については、広報えべつなどで、市民に周知を行ってきており、引き続き、指定管理者など関係団体と協力し、スポーツ活動と健康に関する広報活動を行っていくと、答えています。 2点目の「今後の利用者増の見込みについて」への答弁では、あけぼのパークゴルフ場の利用者数は、令和5年度に、9ホール増設したこともあり、3万8千人台とコロナ禍前の水準と同程度まで回復している。 市では、体育施設の小中学生個人使用料の無料化などの取組をはじめとして、若年層にもパークゴルフの楽しさを知ってもらう機会の提供に努めていく。 また、大学生や一般の方にも、初心者講習会への参加について、SNS等を活用して呼び掛けるなど、指定管理者と相談していくと、答えています。 3点目の「管理棟の施設設備改修の検討について」への答弁では、あけぼのパークゴルフ場では、利用者アンケートを実施しており、休憩スペースやトイレ、駐車場、暑さ対策など、様々なご意見が寄せられている。 令和5年度には、暑さ対策に関し、多くのご意見をいただいた。 教育委員会としては、高齢者の利用が多い、パークゴルフ場においては、暑さ対策が急務であり、まずは、日除けのためのテントや、ミスト扇風機の設置などについて準備を進めている。 また、施設設備の改修については、アンケートや今後の利用状況を見定めたうえで、検討していくと、答えています。 資料3ページをご覧ください。 これに対し、吉本議員から、「管理棟の施設設備改修の検討について」に係って再質問があり、「トイレや休憩スペース等の課題について」の答弁では、パークゴルフ場の施設管理に関しては、様々なご意見があることは承知している。 新コースの供用開始が、令和5年7月からであったことから、まずは、令和6年度以降における通年の利用状況を把握したうえで、検討していくと、答えています。 次に、長田議員から、「障がいのある児童生徒の教育機会について」、3点質問がありました。

1点目の「障がいのある児童生徒の教育における現状と課題について」への答弁では、教育委員会では、野幌小学校を除く全ての小中学校に、特別支援学級を設置しているほか、特別支援教育支援員を配置している。

また、障がいのある児童生徒が、安全に学校生活を送れるよう、環境整備も進めている。

さらに、障がいのある児童生徒の状況に応じた学びの場について、保護者と共に考える就学相談の実施のほか、広報等での特別支援教育の周知などに努めている。

特別支援学級の増加に伴い、教室や、専門性を持った教員の確保に加え、教職員や児童生徒の特別支援教育に対する、理解の促進などが課題であると認識している。

教育委員会では、障がいのある児童生徒の安全・安心を最優先に、支援体制の構築に努めてきており、今後においても、個々の状況に応じた教育機会の確保に向けた取組を進めていく、と答えています。

資料4ページをご覧ください。

2点目の「障がいのある児童生徒の現状を理解する機会の必要性について」の質問への答弁では、障がいのある児童生徒と、障がいのない児童生徒が、相互の触れ合いを通じて経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育めるよう、小中学校では、交流し、共に学習する時間を設けている。

また、特別支援学校に通う児童生徒が、居住する地域の小中学校を訪れることを通して、同じ地域で生活する仲間として、助け合い、支えあう意識の醸成に努めている。

教育委員会としては、児童生徒が、障がいの有無にかかわらず、相手を理解し、尊重しあいながら生活していく態度を育むことは重要であると認識しており、引き続き、児童生徒の障がいに対する理解の醸成に努めていく、と答えています。

3点目の「特別支援学級の児童生徒に対する修学旅行費の助成について」の質問への答弁では、教育委員会では、特別支援学級に在籍する児童生徒等の保護者の経済的負担を軽減することを目的に、保護者の負担能力の程度に応じ、就学に必要な経費の一部を特別支援教育就学奨励費として支給している。

この制度は、国の「交付要綱」に基づき、給食費や修学旅行費等の一部を支給するものであるが、一定の所得以上の世帯については、交通費を除く、その他の費目については、支給の対象外となっている。

教育委員会としては、引き続き、特別支援教育就学奨励費制度について、幅広く周知していく、と答えています。

これに対し、長田議員から、「特別支援学級の児童生徒に対する修学旅行費の助成について」に係って再質問があり、「修学旅行にかかる経済的負担について」への答弁では、ご指摘の事例があることは承知しているが、国の制度の対象とならない世帯への支給については、現状では難しいものと考えている、と答えております。

資料5ページをご覧ください。

次に、干場議員から、「子どもの権利について」、1点質問がありました。

「教育行政執行方針における子どもの権利に対する教育長の認識について」への答弁では、国では、令和4年に「生徒指導提要」の改訂が行われ、その中で、「子どもの権利条約の理解は、教職員、児童生徒、保護者、地域の人々等にとって必須である」とされている。

また、市においては、4月からスタートする「えべつ未来づくりビジョン」において、まちづくりの基本理念を、「子どもの笑顔があふれるまち」とし、さらに「えべつ未来戦略」においても、「子どもが主役のまちをつくる」を掲げている。

教育委員会では、教育行政執行方針において、子どもたちが安心して学校生活を送り、自らを含め、すべての人を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら、持続可能な社会の創り手として成長できるよう、各種事業や取組を進めて行くこととした。

学校では、道徳の授業の中で「子どもの権利条約」を教えるほか、全ての教育活動において、意識の醸成を図っている。

また、以前の教師中心の一斉型の授業から、児童生徒中心の対話的な学びへと、転換が図られているほか、制服の選定や校則の見直しなどの際には、生徒会の参画や、生徒へのアンケートが実施されるなど、生徒指導提要にある「意見を表明する権利」の保障につながる取組も進んでいる。

教育委員会としては、教職員に対し、子どもの権利に関する生徒指導提要の趣旨等を周知するとともに、「子どもが主役のまち・江別市」の実現に向けて、学校と一体となって、

児童生徒一人ひとりを大切にした教育を実践していく、と答えています。

資料6 ページをご覧ください。

これに対し、干場議員から再質問があり、「条例の制定に関する、教育委員会としての見解について」への答弁では、教育委員会としては、子どもの権利に関する議論には、学校も主体的に関わっていくことが重要であると考えており、市の方針について、校長会を通じて、学校と共通理解を深めていく、と答えています。

引き続き、干場議員から、「2 学校教育における中立性について」、3 点質問がありました。

1 点目の「神社からの絵馬の寄贈について」への答弁では、小中学校では、多くの寄贈の申し出があり、その受領にあたっては、学校長が意図や目的などを確認のうえ、個別に判断している。

中学校が、絵馬の寄贈を受けた件については、政教分離の原則や、寄贈の意図、目的等を十分考慮したうえで、学校長が判断したものである。

教育委員会としては、本件についても、学校長の職務権限の範囲内で対応できるものであり、教育委員会へ相談すべき事案には該当しないものと考えている、と答えています。

2 点目の、「日本国憲法及び教育基本法の規定について」への答弁では、教育委員会では、政教分離の原則については、昭和52年7月13日最高裁判例を参考に解釈している。

この判例では、憲法第20条第3項が禁じている宗教的活動とは、当該行為の目的が宗教的意義をもち、かつ、その効果が宗教に対する援助等になるような行為をいうものと解すべきである、とされている。

教育委員会としては、今回の寄贈は、宗教的意義はないこと、また、宗教に対する援助等にはあたらないことを、市の顧問弁護士に確認したうえで、憲法及び教育基本法の規定に抵触するものではないと判断している、と答えています。

3 点目の、「今後の対応について」への答弁では、教育委員会では、今回の寄贈は、法令に抵触するものではないと判断しているが、公立学校と宗教との関わりについては、市民等から誤解を招くことがないよう、寄贈の申し出を受け、判断に迷う場合には、事前に教育委員会に相談するよう、校長会において、周知した。

教育委員会としては、学校から相談を受けた際には、助言を行うなど、対応する、と答えています。

資料7 ページをご覧ください。

これに対し、干場議員から、1 点目の「神社からの絵馬の寄贈について」に係って再質問が3回あり、「寄贈の状況、生徒全員に手渡されたのか否かについて」の答弁では、教育委員会で学校に聞き取りをしたところ、1 校では、希望の有無を生徒に確認したうえで、担任から配付しており、もう1 校では、希望する生徒が自由に持ち帰るようにしたと確認している、と答えたほか、「市民からの問い合わせ状況について」の答弁では、本件に関しては、教育委員会に対し、電話が5件、メールが1件、申入れが1件寄せられており、要旨はいずれも、政教分離の原則に抵触するのではないかと、その内容であった、と答えています。

さらに、「市民からの問い合わせに対する認識について」の答弁では、本件に関しては、問い合わせが計7件あったことを事実として受け止めている、と答えています。

次に、2 点目の「日本国憲法及び教育基本法の規定について」に係って再質問が2回あり、「寄贈した会は今後も続ける考えとしている。他の宗教も同様の目的で学校に申し出る可能性がある。これらが助長にあたらないと言えるのか、再度確認する。」の答弁では、今回の寄贈は、宗教に対する助長には、あたらないと判断している。

また、他の団体から寄贈の申し出があった際には、学校長が個別の事案に応じて適切に判断すべきものと考えていると答えたほか、資料8 ページに移りまして、「神社に奉納する絵入りの額や板絵を絵馬というが、神事と捉えていないのか」の答弁では、神事については、様々な解釈があるが、今回のことは、憲法等の規定に抵触するものではないと判断をしている、と答えています。

次に、3 点目の「今後の対応について」に係って再質問が2回あり、「仮に学校から相談を受けていた場合の対応について」の答弁では、憲法等の規定に抵触するものではない旨、助言していたものと考えていると答えたほか、「今後、同様の目的による寄贈の申し出があった場合の判断について」の答弁では、学校長が個別の事案に応じて、適切に判断すべき

	ものと考えている、と答えています。 引き続き、干場議員から、「共生のまちづくりについて」、1点質問がありました。 「学校でのサポート体制について」へ答弁では、外国人の子どもが、就学を希望する場合には、無償で受け入れ、同一の教育を受ける機会が保障されており、市内には、令和6年1月現在、7か国34人の外国人児童生徒が就学している。 子どもたちの中には、母国語しか話せない子も多いことから、言葉の支援に関する学校からのニーズが高まっている。 そのため、学校においては、北海道教育委員会の事業を活用し、外国人児童生徒の指導にかかる教員の確保に努めている。 また、教育委員会では、「日本語サポートボランティア」を、今年度は20名派遣しており、学校から高く評価されている。 教育委員会としては、サポートを継続して行くためには、ボランティアの確保が重要であると考えており、令和6年度からの、待遇改善を検討している。 今後においても、外国人の児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、学校や地域と連携の上、サポート体制の充実を図っていく、と答えています。 資料9ページをご覧ください。 これに対し、干場議員から、再質問が2回あり、「外国人児童生徒の指導にかかる教員の確保は十分と言えるのか」への答弁では、教員は、十分に確保できているとはいえないものの、ボランティアの協力により、支援が継続できている。 こうした指導は、教員が担うことが望ましいものと考えており、全国都市教育長協議会を通じて、国や北海道教育委員会に対し要請するなど、必要な教員の確保に努めていくと答えたほか、「ボランティアによるサポート体制の妥当性について」への答弁では、このような支援を継続していくためには、ボランティアの確保が重要であることから、令和6年度からの待遇改善を検討している、と答えています。 以上です。
黒川教育長	ただいま報告のありました、令和6年第1回江別市議会定例会の一般質問について、質問等がございましたらお受けします。 (質疑なし) それでは、本報告について終了してよろしいですか。 (一同了承)
清水教育支援課長	次に、報告事項(2)教育支援センター「ねくすと」の開設についての報告を求めます。清水教育支援課長お願いします。 報告事項(2)教育支援センター「ねくすと」の開設について、ご説明いたします。資料をご覧ください。 不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立を支援することを目的として設置している適応指導教室「すぽっとケア」につきましては、これまで、青年センターと情報図書館を会場に、月曜日から金曜日までの午前中に開設しておりましたが、不登校児童生徒に対する支援をより充実させるため、名称を変更した上で常設会場を開設し、活動時間を午後まで拡大いたします。 まず、1の新名称は、教育支援センター「ねくすと」です。 次に、新名称の選定方法であります。今年度、「すぽっとケア」を利用している児童生徒にアンケートを実施し、投票数が最も多かった名称に決定いたしました。 次に、3の開設時期は、令和6年4月10日(水)です。 次に、4の開設場所は、江別市野幌末広町32番地の4、立石ビルの2階です。 次に、5の開設時間につきましては、月・火・木・金曜日は、午前10時から正午までと、昼食休憩をはさみ、午後1時から午後3時までです。 水曜日につきましては、午後にスタッフ会議等の時間を確保するため、正午までの活動といたします。 次に、6の人員体制につきましては、常設会場に常駐する専任指導員3名のほか、相談員、学習サポーター、スクールソーシャルワーカー、学生ボランティアです。 次に7の「ねくすと」室内及び看板デザインにつきましては、資料のとおりです。 以上です。
黒川教育長	ただいま報告のありました、教育支援センター「ねくすと」の開設について、質問等が

稲垣高校総体 推進担当参事	ございましたらお受けします。 (質疑なし) それでは、本報告について終了してよろしいですか。 (一同了承) 次に、報告事項(3) 令和5年度全国高等学校総合体育大会江別市実行委員会の解散についての報告を求めます。 稲垣高校総体推進担当参事をお願いします。 報告事項(3)、「令和5年度全国高等学校総合体育大会江別市実行委員会の解散について」、ご説明いたします。 「1 解散の理由」は、令和5年7月から8月に市内で開催された全国高等学校総合体育大会のホッケーと水泳の競泳について、開催準備及び運営に必要な業務を終え、実行委員会会則で規定する目的を達成したためです。 「2 解散日」は、令和6年3月31日です。 「3 収支決算額」について、(1) 収入は、北海道の補助金や市の負担金のほか、参加料、プログラム販売収入などで、予算額 1億282万9,869円に対し、決算額 9,481万8,552円となり、予算額より801万1,317円下回りました。 予算額を下回った主な理由としては、全体支出額が減ったことに伴う補助金の減額や、プログラム販売が過去の実績と比較して売上が伸びなかったことなどによるものです。 次に(2) 支出は、会場設営などの委託費や役員の旅費のほか、プログラム等の印刷費、食糧費、消耗品費などで、予算額 1億282万9,869円に対し、決算額8,956万799円となり、予算額より1,326万9,070円下回り、残額となりました。 予算額を下回った主な理由としては、旅費では低価格のホテルや格安航空券を利用したことにより減ったほか、印刷費では入札差金による減、消耗品費ではコロナの感染症対策が一部不要になったことによる減などによるものです。 なお、一番上の委託費は、当初予算では不足したため、残額の大きかった旅費から不足分を流用し、全額支出したため残額が0となっております (3) 収支差引きについて、収入決算額と支出決算額の差引きが525万7,753円となり、残余財産となりました。 「4 残余財産」について、実行委員会会則において、実行委員会が解散した場合、残余財産は江別市に帰属すると定められていることから、今ほどご説明した525万7,753円は、江別市へ帰属させております。 以上です。
黒川教育長	ただいま報告のありました、令和5年度全国高等学校総合体育大会江別市実行委員会の解散について、質問等がございましたらお受けします。 (質疑なし) それでは、本報告について終了してよろしいですか。 (一同了承)
兼平セラミックアートセンター事業担当 参事	次に、報告事項(4) 江別市陶芸の里条例施行規則の一部改正についての報告を求めます。 兼平セラミックアートセンター事業担当参事をお願いします。 報告事項(4) 江別市陶芸の里条例施行規則の一部改正についてご説明いたします。 本件は、教育部長が補助執行者となっている経済部所管の江別市セラミックアートセンターの管理運営に関し、江別市陶芸の里条例の一部改正による、江別市セラミックアートセンター常設展観覧料の大人の個人と団体の料金改定に伴い、江別市陶芸の里条例施行規則の第1号様式(個人の観覧券)、第2号様式(団体観覧申込書)を改正する予定ですので、ご報告いたします。 資料1ページをご覧ください。 1の改正理由は、セラミックアートセンター常設展示観覧料のうち、大人個人と団体料金の改定に伴い、規則について所要の改正を行うものであります。 次に2ページ、第1号様式、個人観覧券の新旧対照表をご覧ください。左が改正前、右が改正後です。大人1人1回分の観覧券様式を新料金へ改めるものです。 続いて、3ページの第2号様式、団体観覧券の新旧対照表をご覧ください。個人観覧券同様に、団体観覧券様式を新料金に改めるものです。

黒川教育長	1 ページへお戻り願います。 施行期日は下段の3に記載のとおり、令和6年4月1日からとしております。 以上です。 ただいま報告のありました、江別市陶芸の里条例施行規則の一部改正について、質問等がございましたらお受けします。 (質疑なし) それでは、本報告について終了してよろしいですか。 (一同了承) 続いて、2の審議事項に入ります。 審議事項(1) 令和6年議案第17号 江別市少年指導センター規則の一部を改正する規則の制定についての説明を求めます。
清水教育支援課長	清水教育支援課長をお願いします。 審議事項(1) 江別市少年指導センター規則の一部を改正する規則の制定についてご説明いたします。 議案の1ページ 1 改正理由をご覧ください。 江別市少年指導センター規則に規定する少年育成委員は、昭和42年の設置以来、少年の健全育成と非行防止を目的として、地域の公園や商業施設等において巡回活動を行ってきたところです。 しかしながら、少年を取り巻く社会情勢の変化及び少年自身の行動の変化に伴う巡回指導件数の減少や巡回活動の縮小等の理由から、江別市少年育成委員連絡協議会において、令和5年度末をもって、少年育成委員を解散することが決定したことから、その設置根拠である規則第3条及び第4条を削るものであります。 次に議案の3ページ、新旧対照表をご覧ください。 第3条及び第4条を削り、第5条を第3条とし、第6条から第8条までを2条ずつ繰り上げるものです。
黒川教育長	2ページへお戻り願います。 改正規則は記載のとおりであり、施行期日は令和6年4月1日です。 以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。 ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。 (質疑なし) それでは、令和6年議案第17号 江別市少年指導センター規則の一部を改正する規則の制定についてを承認することにご異議ありませんか。 (一同了承) それでは、そのように承認いたします。
田中生涯学習課長	次に、(2) 令和6年議案第18号 江別市旧町村農場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定についての説明を求めます。 田中生涯学習課長をお願いします。 議案第18号 江別市旧町村農場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について、ご説明いたします。 議案の1ページをご覧ください 「1 制定理由」であります。令和5年第3回江別市議会定例会にて議決された、江別市旧町村農場条例の一部を改正する条例の附則により、この条例の施行期日について規則に委任されたため、令和6年5月1日を施行期日として、当該規則を定めることをご提案するものであります。 この施行期日につきましては、令和6年第1回定例教育委員会において、「江別市旧町村農場に係る指定管理者の指定について」でご説明しましたとおり、新たな指定管理者による指定期間が令和6年5月1日から開始されることから、これに合わせて条例の改正内容を適用させるために設定したものであります。
黒川教育長	議案の2ページをご覧ください。今回、制定する規則は記載のとおりであります。 以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。 ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。 (質疑なし)

田中生涯学習課長	それでは、令和6年議案第18号 江別市旧町村農場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定についてを承認することにご異議ありませんか。 (一同了承) それでは、そのように承認いたします。 次に、(3) 令和6年議案第19号 江別市旧町村農場条例施行規則の一部を改正する規則の制定についての説明を求めます。 田中生涯学習課長お願いします。 議案第19号 江別市旧町村農場条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、ご説明いたします。 議案の1ページをご覧ください 「1 改正理由」であります、令和5年第3回市議会定例会において、江別市旧町村農場条例の一部が改正され、新たに整備する多目的室に係る使用料等に係る規定が追加されたことに伴い、使用の申請や許可、使用料の減免に関する規定等を整備するため、所要の改正を行うものであります。 議案の10ページ、新旧対照表をご覧ください。 10から11ページは、使用の申請や許可、取消し、使用料の減免などに関する規定を追加するものです。 12ページは、利用料金制とする場合の規定を、13ページは減免に関する表を、それぞれ追加するものです。 14から17ページは、使用許可申請書等の様式を追加するものです。 2ページへお戻りください。 改正規則は記載のとおりであり、施行期日は令和6年5月1日です。 以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
黒川教育長	ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。 (質疑なし) それでは、令和6年議案第19号 江別市旧町村農場条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを承認することにご異議ありませんか。 (一同了承) それでは、そのように承認いたします。 次に、(4) 令和6年議案第20号 江別市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定についての説明を求めます。
堀井スポーツ課長	堀井スポーツ課長お願いします。 審議事項(4) 江別市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてご説明いたします。 議案の1ページ 改正理由をご覧ください。 江別市体育施設条例の一部を改正する条例が、令和6年第1回江別市議会定例会において議決されたことに伴い、江別市体育施設条例施行規則に定める、江別市民体育館、江別市大麻体育館、江別市青年センター、江別市東野幌体育館及び江別市あけぼのパークゴルフ場の各種様式の見直しが必要なことから、所要の改正を行うものであります。 改正規則につきましては、2ページから6ページに記載のとおりであります、内容としましては、2月5日開催の令和6年第1回臨時教育委員会にて承認いただきました条例の改正内容を、規則で定める各種様式に反映させるものであり、第1条で青年センタープール使用料の改定内容に合わせて様式を改めるほか、字句の整備を行うものです。 また、第2条では、森林キャンプ場を除く体育施設の小中学生個人使用料金の無料化に伴い、様式の改正を行うものであります。 詳細につきましては、7ページから15ページに新旧対照表を掲載しておりますので、ご参照ください。 次に資料の6ページをご覧ください。 下段に掲載しております、附則において、施行期日を青年センタープール使用料の改定は令和6年4月1日、小中学生の個人使用料の無料化は、令和6年5月1日とするとともに、青年センタープール使用料については、10月1日から適用することとしています。 また、無料化の前に購入した青年センタープールの小中学生回数券について、無料化後に還付を可能とすることを定めています。

黒川教育長	以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。 ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。 (質疑なし) それでは、令和6年議案第20号 江別市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを承認することにご異議ありませんか。 (一同了承) それでは、そのように承認いたします。
表情報図書館長	次に、(5) 令和6年議案第21号 江別市情報図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定についての説明を求めます。 表情報図書館長お願いします。 審議事項(5) 江別市情報図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、ご説明いたします。 資料1ページをご覧ください。 はじめに、1 改正理由であります、情報図書館で使用する図書館システムの更新により、スマートフォンなどのデジタルデバイスで図書貸出証を表示出来るようになったことから、図書館利用者の利便性向上のため、現行の図書貸出証以外でも図書資料の利用を可能とする所要の改正を行うものであります。 2の改正規則につきましては、資料2ページに記載のとおりであり、公布の日から施行する予定であります。 具体的な改正内容につきましては、資料3ページの新旧対照表によりご説明いたします。 表の左側が改正前の現行の規定、右側が改正後の規定となります。 第5条の次に、第5条の2を加え、 第1号の図書貸出証の提示に加え、第2号スマートフォン等の携帯端末で図書館システムにログインし、スマートフォン等に表示される利用者番号のバーコードを提示する方法と、第3号その他館長が適当と認める方法を追加し、スマートフォンなどで本の貸出し手続きが出来ることを新たに追加するものであります。 情報図書館といたしましては、多くの方にご利用頂くため、市ホームページやフェイスブック、LINE等を活用したPRに今後も努めて参ります。
黒川教育長	以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。 ただいま説明のありました本件に対する質問等がございましたらお受けいたします。 (質疑なし) それでは、令和6年議案第21号 江別市情報図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを承認することにご異議ありませんか。 (一同了承) それでは、そのように承認いたします。
山崎総務課長	次に、(6) 令和6年議案第22号 江別市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について、及び(7) 令和6年議案第23号 江別市教育委員会専門職設置規程の一部を改正する規程の制定についての説明を求めます。 山崎総務課長お願いします。 議案第22号 江別市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について、及び議案第23号 江別市教育委員会専門職設置規程の一部を改正する規程の制定について、一括してご説明いたします。 この2点の議案につきましては、令和6年4月1日付人事異動による教育部の組織変更に伴う、所要の改正を行うものでございます。 まず、議案第22号の3ページ、新旧対照表をご覧ください。江別市教育委員会事務局組織に関する規則であります、上段左、スポーツ課の事務分掌から、高校総体に関するものを削除するとともに、その他字句の修正を行うものであります。 また、4ページに移りますが、中段右、教育支援課の事務分掌に教育支援センターの運営に関するものを追加します。 改正規則につきましては、2ページに記載のとおりであり、施行期日は、令和6年4月1日であります。 次に、議案第23号の3ページ、新旧対照表をご覧ください。江別市教育委員会専門職設置規程であります、中段左、スポーツ課参事(高校総体推進担当)を削除します。

黒川教育長	改正規程につきましては2ページに記載のとおりであり、施行期日は、同じく、令和6年4月1日であります。 以上、ご説明いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。 ただいま説明のありました2件の議案に対する質問等がございましたらお受けします。(質疑なし) それでは、令和6年議案第22号 江別市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について、及び令和6年議案第23号 江別市教育委員会専門職設置規程の一部を改正する規程の制定についてを承認することにご異議ありませんか。 (一同了承) それでは、そのように承認いたします。 続いて、3のその他、次回教育委員会予定案件及び日程について説明願います。 山崎総務課長お願いします。
山崎総務課長	次回の教育委員会の案件でございますが、審議事項として、江別市学校運営委員会委員の補欠委員の委嘱について、江別市学校給食の在り方検討委員会委員の委嘱についてなどを予定しております。 また、次回の定例教育委員会の日程でございますが、4月25日木曜日午後2時からと考えておりますが、各委員のご都合等はいかがでしょうか。
黒川教育長	ただいまありましたように、次回の定例教育委員会は4月25日木曜日午後2時からということで、皆様よろしいですか。 (一同了承) 以上をもちまして、第3回定例教育委員会を終了いたします。 (閉会)

終了 午前10時48分

署名人（教育長） 黒川 淳司

署 名 人 須田 壽美江